

## 広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

### 広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「分掌事務」を「分掌事務等」に改め、同条企業総務課の項第八号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条水道課の項第二号中「関すること」の下に「（水道広域連携推進担当課長の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

- 2 企業局に、前条に規定する課のほか、水道広域連携推進担当課長を置く。
- 3 水道広域連携推進担当課長は、水道事業における広域連携に関する事務を分掌する。

第三十二条の表総務課の項中「、用地係」を削る。  
別表第一号の表課長の項の次に次のように加える。

水道広域連携 推進担当課長	企業局	上司の命を受け、水 道事業における広域 連携に関する事務を 総括し、及び整理す る。	必要に応じ置く。
------------------	-----	--	----------

#### 附則

##### （施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(広島県公営企業決裁規程の一部改正)
- 2 広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。  
第一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「別表第一」を「別表第一号の表職名の欄」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。  
六 水道広域連携推進担当課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる水道広域連携推進担当課長をいう。
- 3 第八条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。  
水道広域連携推進担当課長は、その所掌に属する事務のうち、別表第一に掲げる事項について専決することができる。

第九条の表課長の項中「課長」を「課長又は水道広域連携推進担当課長」に改める。  
(企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程)

3 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

島県工業用水道事業管理規程第三号  
第五条の表本庁の項中

本庁	
所長	水道整備担当監
広島県広島水道事務所	水道課長
企業總務課長	土地整備課長
技術部長	経営部長
十万五千円	十万五千円
七万五千円	七万五千円
七万五千円	七万五千円
十万円	十万円

を

広島県広島水道事務所							
所長	水道整備担当監	水道広域連携推進担当課長	水道課長	土地整備課長	企業總務課長	技術部長	経営部長
八万円	五万円	八万円	八万円	八万円	八万円	十万五千円	十万五千円

に改める。

第五条の二第一項の表本庁の項中

水道課長	八千円
水道整備担当監	八千円

を

水道課長	八千円
水道整備担当監	八千円

に改める。

第五条の二第二項の表本庁の項中

水道課長	四千円
水道整備担当監	三千円

を

水道課長	四千円
水道整備担当監	三千円

に改める。